明治廿二年十一月廿七日　第七號　第二千四百六十六號　日曜日　日刊　一年三百六十五日　一日も休刊無し

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千四百六十六號
明治廿二年十一月七日　木曜日
舊暦己巳十月十五日　（丁亥）
日出午前六時四十分　入午後四時五十九分
月出午後五時十八分　入午前五時十六分
（西暦一千八百八十九年）

時事新報定價
時事新報（一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價遞減）
郵便料金（一年前金五十錢○三箇月前金一錢五十錢○六箇月前金三錢）
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送付スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月分五錢ノ郵便料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行一回	一行二回	一行三回
一日限	二日以上	七日以上
十二錢	十一錢	十錢五厘

時事新報は毎日休刊セズ大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日ハ限リ時事新報社の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便切手の代價を申受く可し

時事新報

五　社會の交際に流の清濁を分つ可し

人の樂は社會交際ともに朝に盛し暮くして時としては外物の爲めに甚しき不幸を蒙り或は感染せらるゝことあるあらん其俗言愛に寄れば赤くあるとは即ち此事にして最有家の最も注意する所なり左れば一個人の談を離れ社會全體の風儀に於ても亦同樣にして動もすれば惡輩の爲めに風儀を亂さるゝの恐れなきにあらざるが故に古の聖賢は此點に向て非常に注意したるものゝ如し封建時代の事に關する制度氣風に於ては社會階級の別嚴重にして士族には諸大夫平士の列あり平民にも農商工の類あるなど其間にも又それ〳〵の階級あり各其分を守せし事あれども士族と平民との大別に至ては既に之を平民として動かす可からず平日の交際遇は勿論人生の享有す可き權利自由に至るまでも其相違の甚だしきなるに一方は君主として一方は奴隷の如く恰も之を天然の約束と心得て敢て明りに超ゆることなし是れ以て士族は士族とのみ交際して士族の一社會を成し平民は自から平民の仲間を成して兩者の間に絶て交際等の關係あることなし蓋しこの制限の方法は太に人類の幸福を妨げ世運の進歩を害したるに相違なしと雖ども又一方より考ふれば當時封建政武の氣風を維持する爲めには自ら必要なりとするの事情なきにあらず當時日本士族政武の精神は神聖犯す可らざるものにて尊くも之れに汚辱を點ずるときは小にしては一身の面目大にしては國風の汚隆にも關す可き一大事なれば士族にもして能く其神聖を保持するの工風あり尊卑の別嚴にして能く其神聖を保持するの工風あり尊卑の別嚴なるに一方を顧みて百姓町人の一類を見れば實に社會の有樣にして今世流行の辭を以て評すれば無氣無力と稱するの外なきのみならず中には無恥無法の徒も少なからざる程の風儀なれば苟くも士人と伍を共にし可きものは勿論、若しも士人にして此樣の風儀を交るに於ては次第に其惡風に感染して遂には卑劣の挙動を忘却するに至るべきなども云ひ傳へし曾て明治維新の際に當り攘夷の士論を唱へ或は國事に奔走して其間に生命を失ひたるものは其人數の多きに堪へざるなれども其人物の高尚なるは一として士族にあらざるなし之を以て士族の風儀は其人物の高尚なるに由て自から其風儀の高尚なるものなれば其人物の高尚なるに由て自から其風儀の高尚なるものなれば其人物の高尚なるに由て自から其風儀の高尚なるものなれば